

議 事 日 程 (第5号)

令和2年9月14日(月)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第59号 | 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第2 | 議案第60号 | 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第61号 | 令和2年度湖西市旧環境センター解体工事の契約締結について |
| 日程第4 | 議案第62号 | 令和2年度高師山地区津波避難タワー整備工事の契約締結について |
| 日程第5 | 議案第63号 | 損害賠償額の決定について |
| 日程第6 | 議案第64号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第7 | 議案第65号 | 令和2年度湖西市一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第8 | 議案第66号 | 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第67号 | 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第68号 | 令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第69号 | 令和2年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第70号 | 令和2年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第72号 | 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第73号 | 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第74号 | 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議案第75号 | 令和元年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第76号 | 令和元年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第77号 | 令和元年度湖西市病院事業会計決算認定について |

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○本日の会議に付した事件 | 議事日程に掲げた事件に同じ |
| ○出席及び欠席議員 | 出席表のとおり |
| ○説明のため出席した者 | 出席表のとおり |
| ○職務のため議場に出席した事務局職員 | 出席表のとおり |

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） ここで、市長から報告がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 改めまして、おはようございます。本会議の議案等質疑の前に、一言御報告をさせていただきます。時間を頂きます。ありがとうございます。

昨日の一部の新聞報道におきまして、次の湖西市長選挙に関する報道が出たということは承知しております。また、その前の先週ですか、一般質問のときに土屋議員からも御質問をいただいております。その際には、まだ明確なお答えもできず大変恐縮ですが、また改めて近いうちには正式な表明をさせていただく予定です。今は、この新型コロナウイルス、何よりもこの早期の収束に向けて、一丸となって頑張っていかなければならない状況でもありますし、湖西市の持続可能な発展に向けて職住近接を進めていくというのが目下の最重要課題と認識しておりますので、ぜひ議会の皆様にも御理解をいただきまして、こういった湖西市の将来に向けて、本日もそうですけれども、様々、建設な議論を重ねていただければというふうに思っております。どうか御理解のほどをよろしく願いいたします。以上です。

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 議案第59号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい

てを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第59号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第60号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第60号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について、お伺いいたします。

老人福祉センターの管理・運営を指定管理者に行わせるように改正する理由をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

老人福祉センターの指定管理者の導入につきましては、高齢者福祉の拠点として老人福祉センターの

機能の充実を図るとともに、平成25年11月に策定した湖西市民間委託等の推進に関する指針に基づき、行政事務の効率化を図るために実施するものです。また、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、施設の管理・運営に民間のノウハウを活用し、公益性を確保し、市民サービスの向上や経費の節減、継続的運用等を図るために実施するものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 市の直営よりも、指定管理者を置いて、市民ニーズ、多様化している市民ニーズに応えたり、地域貢献して、経営状態も充実・発展させるという起因にしたいというところは理解できますが、ちょっと気になるところは、充実・発展は望むところですが、浸水域、日ヶ崎の津波避難タワーが目の前にあるというところで老人センターというところが気にはなっております。そこら辺はいかがでしょうか。指定管理にすることと場所とは違いましたかね。では、後からまた質問する方もいらっしゃるって、その辺のこの施設に関してのことは問いがありますので、私はちょっとその辺が気にはなっておりますが、もちろん、多様な市民ニーズに応えるということは大賛成でございます。ありがとうございました。以上です。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて5番 福永桂子さんの発言を許します。5番 福永桂子さん。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案第60号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について、お伺いいたします。

老人福祉センターを特色ある指定管理者とするために、地域振興の観点や社会的価値の実現などどのように対応していく御予定でしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

老人福祉センターの指定管理者の導入につきましては、まずは湖西市公の施設に係る指定管理者の指

定手続等に関する条例における4つの選定基準に基づいた選定を進めていきます。その後、市と指定管理者と結ぶ協定書や仕様書等において、地域との共生による視点や地域福祉の視点、及び地域美化活動やボランティア活動等の地域貢献など、社会に求められる存在としての社会的価値の実現に向け、当施設の設置目的に合致した、特色ある事業で効果を高める附随的業務が行えるように検討していきます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん、よろしいですか。

○5番（福永桂子） 分かりました。ということは、この老人福祉センターが公共施設であることを踏まえて、やはり地域活動への貢献を求めていくという、そういう意味は行政のほうにあるという理解でよろしいですね。

それともう一つ、指定手続に係る4つの条例があって、協定書や仕様書の中でそういうことをはっきりとうたっていくということをおっしゃったのか、それともそういう意味的なものを書いてあるという意味でしょうか。ちょっとその辺、よく分からなかったのでお願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

指定管理者の導入につきましては、今回の条例が通していただいた後、指定管理者の選定の作業に入っていきます。その作業の中で、先ほど申しました指定管理者選定の4つの基準等がございますので、まずそれに合っていること。それ以外に、先ほど申し上げたですけど、協定書と仕様書がありますので、その中である程度こちらのほうで老人福祉センターに合致した業者を選定していく作業を進めてまいりますので、すみません、この時点でなかなか細かいことは申し上げられませんが、よろしくお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17

番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。同じく議案第60号について質疑をさせていただきます。

2点ほど通告させていただいておりますが、1点目につきましては先ほどの答弁で了解いたしましたので、2番目のみ質疑を行わせていただきます。

公共施設再配置計画において、第3期、2026年から2030年までですけれども、に転用・複合の検討、大規模改修となっておりますが、指定管理にすることによって再配置計画への影響はないのか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

老人福祉センターは、今後ますます介護予防としての施設の需要の増加は予測されることから、機能の一層の充実や利用者の安全性の確保は重要であると考えております。また、周辺施設との複合化につきましては、様々な検討の必要があると考えておりますが、今回の条例改正につきましては、再配置計画への影響はないと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今の答弁では、再配置計画の影響はないということですが、おおむね今までもいろいろところで指定管理で契約しますと、おおむね5年ぐらいの契約期間があるんですけども、そこら辺を考えると再配置計画への影響はないということなんでしょうか。今までもそうですけども、一旦委託契約を結びますと、なかなかそこで切り替えるということがあまりなかったような気がしないでもないんですけども、私はその辺をちょっと考慮して、今のこの時期に指定管理にするのはいかがかなと思ってお聞きしているんですけども、いかがでしょうか。民間の活力を導入すると先ほども言っていましたのでね。どうなっていくか分かりませんが、例えば民間さんが委託契約を結んだ場合、こうやって第3期に再配置計画の考え方がある中で、民間さんとの調整とか、またいろいろな兼ね合いが出

てくると思うんですけども、そういった心配はないという当局のお考えなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 複合化に対する再配置計画でございますけれども、あそこの対象施設としては新居地域センター、新居図書館、子育て支援センターが対象になるのではないかと考えております。

今後の予定になりますけど、指定管理した場合はやはり5年の契約期間、委託期間という形になると思いますので、再配置計画につきましてはその5年間のうちである程度検討のほうはされていくのではないかとと思いますが、すみません、この時点ではうちの課だけの話でないものですから、今後計画に沿ってそちらのほう検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今、うちの課だけの問題ではないということですが、議案上程している以上は庁内調整もやったと思うんですけども、担当課、担当部長さん、いかがなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） 今後の再配置計画につきましては、あくまで予定という中で組んでおりますが、その指定管理者自体がまずは最初5年とか期間決めていきますけども、それも今後の様子を見る中で、実際にそれが3年になっても別にそれは問題ないと思います。4年になつたりということもあり得ると思います。

指定管理の方が、ここの建物を例えば老人福祉センターを指定管理していくんだよという話になったときには、当然、将来的な複合化とか計画とか再配置計画、そういったことも考慮しながら話し合いを進めていくもんですから、指定管理の契約を結ぶ段階では相手の方も将来的なことも当然考えながら、納得した中で契約を結んでいくという形になるもんですから、その辺は支障はないものと、情報はしっかり公開していくもんですから、その辺は問題ないものと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

12月議会に議案が上程されてきて、そこで正式に指定管理にするか否かということが決定されていくわけですが、その時点でそれから契約等結んでいくまでに、では再配置計画の中におけるこの老人福祉センターの複合化とか何かも方向性を示した中で委託契約を結んでいく。そういうふうに思っているいいですか。そうすると、結構早いに今後の老人福祉センターの在り方についてはどういう方向性でいくのかということを決めておかないと、今回の議会は指定管理に持っていくための一部条例改正ですけれども、これで12月にまた出てくるということがうたわれております。その間に契約に持っていくまでの間に、今後の周辺一帯の施設との複合化等をどういう方向に持っていくかということは、当局のほうである程度線を出して、それで指定管理制度を導入していく方向性だ、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） 今出している情報以外、それ以上に詰めていくというのはなかなかまだ難しいと思います。ですので、まずは当然今出ている情報の中で御了解いただける、手を挙げていただける、それが公共的な団体になるのか、純粋な民間の団体になるのか、その辺はまだ決まっておりませんが、そういった中で今の情報の中でまずは了解していただくと。ですので、将来的には複合化、今言ったこういった可能性がありますよと。もしかしたら、究極の話ですけれども、その施設自体が将来の計画の中では当然廃止されるという可能性も、それはそれぞれの施設が持っているものですから、契約されるまでに将来的なかなり細かい方向性まで出すというのは、現時点では難しいと思います。今の状況の中で手を挙げていただける、少なくとも5年間、5年以内にあそこをすぐに再配置という状況にはまだならないと思うものですから、少なくともこの5年間はやっていただける指定管理の方、そういった中で手を挙げていただける方という形でお話を進めていくようになると思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。2026年から先のことを考えずに、今の取りあえず直近の5年間のことで指定管理に持っていきたいという、そこまでは確認できましたので、これで質問終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第60号、同僚議員、先輩議員が深く質問いただいたものですから、私のほうからは通告をしてございます指定管理者に任せること目的、ここは十分理解をすることができました。

メリットは何かということも伺っておるので、目的の中に行政事務の効率化というふうに答弁がございましたので、そのあたりを少し伺いたいと思います。行政職員側の人工がどれくらい減ってくるのかと、あと、経費についてはどれくらいの効果が望めるのか。まずそちらをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。すみません、答弁ちょっと復唱してしまいますけど、申し訳ありません。

老人福祉センターの指定管理者の導入につきましては、多様化するニーズにより効果的・効果的に対応するため、施設の管理・運営に民間のノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としております。そして、指定管理を導入する効果としましては、質の高い市民サービスや介護予防に資する活動の提供ができ、利用者本位に即した管理運営や、民間の持つネットワークを活用し、広報活動ができるメリットがあります。

サービスの質を担保する仕組みとしましては、基本、協定書において、市は管理運営の業務内容の確認を行い、または指示することができるものと定めています。また、管理業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る会議の開催を予定して

います。そして、利用者意見を把握するため、アンケートや意見箱を設置し、御意見や御要望等の受付体制を整える予定でございます。

それと、質問の中で人員配置の関係がありました。現在、老人福祉センターにつきましては、介護予防員、これ臨時職員ですが1名と、再任用職員1名で運営しております。指定管理におきましては、一応1名の職員を予定しておりますので、それによって今いる再任用職員、こちらの配置のほうを外れる予定ではあります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今職員さんが2名いて、1名でコントロールされて、あとは指定管理者の中で人工のほうを用意されるというようなことだと思いますけれども、具体的に今予算をこれから積み上げていくと思うんですけども、どれぐらいの削減の効果があるのか。人件費だけなのか、それともそれに付随して経費の削減が見込めるのか。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、再任用分が減るではないかということをお答えし、当然その分の人件費の削減されていくかと思いますが、それとともに、一応老人福祉センターで介護予防事業というのも考えておりますので、そちらの事業費等々を委託のほうでまたお願いするようになりますので、最終的にはちょっと今の時点で幾らぐらい経費が削減できるという数字は申し上げられないんですが、現状よりは経費削減になるように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 人員を削減しながらの事業の運営ということなんですけども、もう一点お伺いをしようと思ったのが、そういった福祉サービスのクオリティーの部分ですね、人員が削減されながら。先ほど佐原議員もちょっと気ををされていた、津波浸水域での事業の運営ということになると、やはり人の命を預かるような事業ですので、そこら辺の運営については、情報交換というふうな答弁もござい

ましたけども、もう少し踏み込んだ形でクオリティーの確保、担保についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えします。

その辺の確保につきましては、今後また指定管理者の選定が行われますので、その中で先ほど申した協定書とかその辺の中で、こちらのほうである程度お示しをした中で、それにそぐった指定管理者になるように作業のほう進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 協定書についてはまた改めてということでございますので、そのあたりをしっかりと踏まえていただいて、協定のほう進めていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第60号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第61号 令和

2年度湖西市旧環境センター解体工事の契約締結についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第61号 令和2年度湖西市旧環境センター解体工事の契約締結について、質疑をさせていただきます。

通告いたしましたように、このような施設は有害物質の飛散防止など配慮が特に必要となると思えますけれども、追加工事などの心配はないか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

有害物質の飛散防止や洗浄・除去作業につきましては、工事仕様の中で環境省の指針等により実施することとしておりますが、地下水が大量に湧出した場合や、過去の図面や記録に記載のないアスベスト等の有害物質があることが判明するなど、想定外の事態が発生した場合については、変更契約を行う可能性がございます。

ほかには、盛土工、新設搬入路工、整地工につきましては、落札業者が測量・設計を行った上で施工することとなっていることから、測量・設計の結果、積算の数量よりも土量などが大きく異なった場合は、変更協議に応じることとしております。

ただし、想定外の事態が起こらない限りは、契約額が大きく変更となることはないと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 以前、青少年ホーム解体のときに、過去の図面がなかったことから、最終的に工期の延長や工事費が大分追加となってきたものですから今回通告させていただきましたけれども、旧環境センターについては、ただいまの答弁の中でも過去の図面等ということをちょっと触れたと思いますので、そういったものはしっかりと今回はそろっている、その上で積算して入札を行って、当初の金額とは大

分違うのかなとは思いますが、それで行けるであろう、変更は、やむを得ない変更が発生すれば、それは変更契約をせざるを得ないんですけども、現時点ではしっかりと積算もした上で、こういった価格になったということでもよろしいですか。現時点で分かる落ち度はないということでもよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今ある図面や図書は全て調べてございます。それから、平成28年、それから平成30年度にそういった有害物質の調査もしてございますので、そのときに見つからなかったもの、どうしても図書等がなかったものが出てきた場合には、想定外ということになりますが、今のところは調べられるものについては調べてということで積算してございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第61号で通告をしておりますので伺いたいと思います。

先ほど神谷議員、先輩議員の質問の中でおおむね理解をするわけなんですけれども、私のちょっと視点が、予定価格が4億5,233万円であったんですね。これは今答弁がありましたように、事前の土壤調査ですとか有害物質の調査もろもろ折り込んだ予定価格が4億5,233万円。実際に落札されたのが2億4,650万円というふうに、半額まではいかないですけれども、かなりの低価格入札となっております。工事の品質低下ですとか、あと下請業者へのしわ寄せですとか、そういったようなことがないか、非常に心配をするわけなんですけれども、この工事金額の妥当性はどのように担保されているのか、そのあ

たりを伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回、低価格入札となったため、落札業者へヒアリングを行っております。ヒアリングにおいては、次の2点が今回の入札価格となった大きな要因であろうとかがえました。1点目として、落札業者は企業全体として多くの廃棄物処理施設の解体実績を持っており、他工事の竣工のタイミングから人員的な余裕があったことから、非常に高い受注意欲を持っていたこと。2点目として、下請業者が特殊な機材を自社保有していることが挙げられます。

工事品質につきましては、経験豊富なコンサルタントに施工監理を委託しておりますので、受注業者に対し適切な指導・監督を行うことで確保が可能と考えております。

下請業者へのしわ寄せにつきましては、落札業者から提出された資料に、下請業者からの見積書なども添付されており、併せてヒアリングも通じて人件費等を含め下請に過度な負担を強いるものではないことを確認しております。

以上のことから、工事金額につきましては、本工事における当該落札業者において、品質など妥当性が確保されていると考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 私も製造業に長らく従事をさせていただきまして、原価の計算なんかは細かく指導されたところなんですけれども、いずれにしても半額近くの落札なんですけれども、タイミングがよかったというところは正直理解をするところでございます。

ただ、それでは予定価格が4億5,000万円余になったというのは、人件費も含めてでしょうけれども、これ、どういったような積算をされたのか、それだけちょっと確認をさせてください。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

廃棄物処理施設の解体工事の積算につきましては、

統一的な積算の歩掛がなく、施設の特異性から、複数社による見積りを根拠とせざるを得ません。

本工事の積算に当たっても、昨年度に本工事の入札に用いた仕様書と同等のものを業者に示した上で、7社からの見積りを徴収し、異常値を排除した平均値を採用してございます。この積算の方法については、他の自治体でも廃棄物処理施設の解体においては多く用いられている一般的な方法でありますことから、これ自体については問題がないと考えております。

先ほど申しましたとおり、見積りによる金額になりますので、業者によって得意分野、不得意分野がございまして、そのところで大きく減額となるところがあったというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 事前に複数見積り7社の中に、今回落札をした業者さんというのは含まれていたのか、含まれていなかったのか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 今回落札した業者におきましては、見積り業者には入っておりませんが、資料のほうで2番目の落札金額を出した業者につきましては、今回の見積りを取った業者でございまして、そちらのほうもこの落札した業者ほどではないですが、大分低い金額で入札してございますので、やはりそういったやる気があるかというか、そういう形で取りにきているということであれば、先ほど申しましたように見積りの聴取したときよりも大分低い金額で出しているところもございまして、そういったことで今回の入札になったというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 所管の部署でございまして、しっかりと今後の経緯を見守りたいと思います。以上で質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第61号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第62号 令和2年度高師山地区津波避難タワー整備工事の契約締結についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第62号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手

全員であります。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第63号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、6番 菅沼 淳君の発言を許します。6番 菅沼 淳君。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。議案第63号 損害賠償額の決定について、質問をさせていただきます。

議案書は13ページ、参考資料は2ページになります。2点、質問をさせていただきます。よろしくお願います。

それでは最初の質問です。和解の内容において、本市の主張が認められているとありますが、どのような主張をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

本市は、原告が請負人として既に支出した費用のうち、雇用した労働者に要した費用で他に転用することができずに損失として残ったものの金額と、解除されずに本工事が完成したとすれば原告が得たであろう利益の金額の合計を損害賠償額として主張しておりました。

裁判所からの和解勧告の損害賠償額の算定方法も、本市の算定方法と同じであったことから、主張が認められていると判断いたしました。

ただし、和解勧告には原告が原告下請人に支払う損害賠償額が計上されていたことや、計算方法は同じでありましたが、それぞれの項目で裁判所の和解勧告の金額が少しずつ多かったこと等により、約100万円の差額が生じてございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 分かりました。ありがとうございました。

では次の質問行きます。

損害賠償額が決定したことをどのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

設計書の作成については、工事担当者が積算した設計書を別の職員が再チェックし、その後、契約検査室で設計審査を行っていましたが、違算による契約解除が発生してからは、再発防止策といたしまして、静岡県の外部機関であるふじのくにづくり支援センターに設計書の審査を依頼し、三重のチェックを行っております。また、契約担当課では技術職員を対象とした積算の講習会や勉強会も行っております。

今回、損害賠償額が決定することに伴い、事件の重大性をより厳粛に受け止め、今後はこのようなことがないように業務に努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） ありがとうございます。

くどういんですけども、一言だけ発言をさせていただきます。

いずれにしても、このような事態において支出をされる税金は、民間の経済活動とは異なり、取り返しのつかない、つくものではありません。市民の信頼を損ねる行為と言えます。職員の皆さんは十分お分かりだと思いますが、さらに厳しい対策、緊張感をもって、このような事態を繰り返すことのないようお願いをしまして、質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、6番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

続いて18番 二橋益良君の発言を許します。二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第63号について、質疑をさせていただきます。

ただいま同僚議員からの質疑もございましたけども、まず初め、市として賠償額の額の算定をどのように見積もったかということですけども、先ほど来、聞いてると、裁判所の決定とほぼ同額だということですが、どのように見積りましたか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

原告が請負人として既に支出した費用のうち、雇用した労働者に要した費用で他に転用することができずに損失として残ったものの金額として34万1,796円、解除されずに本工事が完成したとすれば原告が得たであろう利益の金額として159万7,039円の合計額193万8,835円を損害賠償額として積算しておりました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 和解のために裁判所が決定された額というのは、ほぼ同額だとおっしゃいましたが、この積算の中には当然いろいろな経費がそこに含まれてると。特に入札に至るまでの経費も当然その中に入ってるからだと。あるいは弁護士費用については別途になるかと思えますけども、そこに足を運んだり、やはり人件費がそこにかさんでると。こういうこともろもろ積算にあって初めてこちらのほうが獲得する額だと、そんなふうに思っておりますけども、ほぼ同額というのは、ちょっと私としては考えられんかなと思うんですけども、そのほぼ同額というのはどういう意味でほぼ同額ですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほどの菅沼議員でお答えさせていただいた金額、ほぼ100万円ほど違うということで、すみません、言わせていただきましたので、同額ではなくて、積算方法としては同じでしたが、請負人が下請に対するの損害賠償額が積算されてなかったこととか、それぞれの金額のところで少しずつうちよりも裁判所のほうの積算のほうが高かったということで、ほぼ100万円の差が出てるということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そういうことであれば、当然、和解調停というのは、当然、双方が納得して理解した中で最終的な決定をするということになってますので、多少の違いはそれは仕方ないかなと思います。

しかし、この2番でまたもう一つ質問させていた

だきたいというところは、先ほど1番の質問はよろしいかと思えますけど、2番のほうの質問で、本市の主張が認められたというのは、どのような観点から判断をしたのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほどの菅沼議員の答弁とちょっと重複いたしますが、裁判所からの和解勧告の損害賠償額の算定方法が、本市の算定方法とほぼ同じであったことから、主張が認められているというふうに判断をいたしました。

ただし、先ほども申しましたとおり、和解勧告に原告が原告下請人に支払う損害賠償額が計上されていたことや、計算方法が同じではありましたが、それぞれの項目で裁判所の和解勧告の金額が少しずつ高かったことにより、約100万円ほどの差額が生じているというところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 大体の経緯は分かりました。

それで、これちょっと、私も以前聞いたかと思えますけど、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

この入札差額が発見されたのはいつなのか。そしてこの入札をする時点がいつなのか。これ時期的なことがちょっと必要かなと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

入札が平成29年11月15日でございます。同11月22日に契約のほう締結してございます。違算が確認できたのが同年12月19日で、契約の解除につきましては、翌平成30年1月19日でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 大体の経緯は分かりました。

本来、順番に行きますと、積算をした時点での整合性がちゃんとできてたかどうかというのと、入札に提示した中で当然業者はそれを見積もるわけでございますけども、その違算というのは発見されな

かったのかどうか。ここにも一つ問題があると思うんです。

過去によくあったのは、入札出したけども、入札前に違算があるという指摘を受けながらも、入札をさせてしまったという経緯もございました。

今回の場合には、契約をしてから違算があったということが発見されたということでございますけども、本来、発見される時点以前に、やはりそういう作業があったのかどうか。あるいは本来ならやっとなければいけなかったことがやっとなかったのかどうか。ちょっと確認します。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 今回の入札につきまして、本来設計が正しければ入札したであろう業者のほうから疑義のほうがございます、そこで初めて違算が見つかったということで、申し訳ありませんが、それまで違算を見つけられなかったということで、契約の後に違算が発見されたということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） このときの大体の経緯は分かりましたけども、そうしたやはり検証というのは一番大事なことであって、それを防御、防ぐためには、再発防止のためにはやはりその検証をした改善策が当然求められるとこういうことではないかと思えますけども、今回一応この損害賠償額の決定ということでございますので、ちょっと指摘する質問がちょっとそこからの延長線上かとは思いますが、今後は事象の検証が必要である、どのようにした対策を取ったのかということまでちょっとお聞きして、質問を終わりたいとそんなふうに思えます。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回、設計違算が発生した要因として、チェック機能の不足や、設計者の思い込みによる積算システムの理解不足等が考えられたため、設計書の作成については工事担当者が積算した設計書を別の職員が再チェックし、その後、契約検査室で設計審査を行う方法だけでなく、再発防止策といたしまして、静岡県の外部機関であるふじのくにづくり支援センタ

一に設計書の審査を依頼し、三重のチェックを行っております。また、契約担当課では技術職員を対象とした積算の講習会や勉強会も行っているところがございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 最近、そうした契約後再確認のための委託をしているということを聞いておりますけれども、全ての工事が全てでないと思いますので、どういう仕分でその委託にまで持っていくか。あるいは委託まで至らない事業はどの程度なのかということの仕分が当然あると思うんです。そこら辺の説明はできますか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

水道事業におきましては、全て今委託をしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。委託するのがいいということではなくて、委託することにはお金もかかるし、委託したことが全てではない。正しいとは言いきれませんので、やはり湖西市の行政の業務として、しっかりとした積算をできるような体制をやはり取らなくてはならないなとそんなふうに思いますので、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、18番 二橋益良君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時15分とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで、当局より答弁の訂正を求められておりますので、許可いたします。環境部長、登壇にて報告をお願いいたします。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） 先ほど、議案第61号の楠議員への質疑に対しまして答弁いたしました、落札

業者の2番札の業者からは見積りを徴収していたというふうにお答えしてしまいましたが、申し訳ありません、3番札の業者ということで訂正させていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（加藤弘己） それでは、議案第63号の質疑をいたします。

11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。質疑をさせていただきます。

私も皆さんと同じような疑問を持ったわけですが、市が設計金額の違算を確認したのが、先ほどのさきの先輩議員の答弁のときには12月19日と言われたですけど、この議案書の中でいくと12月18日に違算がありますよという申出があって、その後市で設計金額の確認を行ったところ、違算を確認したと。そうすると、18日の日に参加業者からそういうような申出があって、翌日に違算を確認したということですか。まずこの点をお伺ひしたいなということと、もう一つのあれは、いわゆる契約解除までにちょうど1か月間かかっているわけですが、何でこんなに1か月もかかったのかなということに疑問を感じますので、その点についての事情をお伺ひいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

設計違算による契約の処理につきまして、契約を継続すべきか解除すべきかの検討や、顧問弁護士への相談、設計違算がなければ受注することができた業者への謝罪や原告と契約解除のための事前打合せなどを行ったことにより、契約解除までの日数を要しました。

先ほどの違算の指摘から違算と判断するまで1日かかったということですが、契約の担当課、それから担当課である水道課、それぞれで確認を要しまして、18日の朝一番で指摘があったわけではないものですから、そういったことで半日、一日、次の日に正式な判断になったということでございます。以上

でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） まず日程の確認については、12月18日にそのような申出があつて、確認をされたのは翌日の19日ということで、これはよろしいですね。この文面から行きますと、18日の日に違算を確認したのかなとこういう具合にも理解してるもんですから、私は先ほどの答弁を伺つて、ちょっとそここの疑問を感じたわけですけど、分かりました。

そして、今、違算を確認し、そして契約解除までに1か月かかったのは、契約を解除すべきかどうかということを弁護士とかそういうところにも相談をしながらやったということですけども、そうしますと、契約を解除したほうがいいと、こういう具合に判断されたその理由はどういうことでしょうか。その点ちょっとお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

設計違算により、本来受注すべき業者が受注することができなかったことから、公正・公平な入札ではなかったこと。それから、現場がまだ未着手の状態であったことから、総合的に判断し、契約解除を選択いたしました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 2番目の質問に関連してですけども、2番目の質問は裁判所から示された和解勧告の金額について、その内容はどうだったかということですけども、これはさきの同僚議員あるいは先輩議員の答弁で大方分かりました。既にかかった労務の関係、そして本来契約すべきであれば受けるであろう受益の金額を見込んだその合計金額だということに理解をいたします。

そうしますと、ここのところで内容に関しますけども、もしこの契約をそのままやって、内容を、いわゆる契約変更、こういう具合にちょっとこの数字が正しいというか、新しい数字に切り替えるので、そういうことでの契約変更という形を取るようなことは検討の中でされなかったのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほども契約解除の理由といたしまして申しましたが、本来であれば落札できた業者が最低制限価格以下になってしまったということで、失格になっていたということで、公正な入札ではなかったということで、解除という形にさせていただきました。ただ、話の協議の中では、変更契約で部材、材料だけで、要は工事終わりというような形の変更契約ができませんかということも協議をさせていただきましたが、相手業者のほうから、それでは納得できないということで断られた経過がございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 契約変更も検討されたけども、相手の方の同意が得られなかったということですけども、それでは、この和解金の金額について関連してお聞きいたします。

もし、違算による影響額、金額がこの単価とこの単価が違つたというそのいわゆる違算による影響額と、損害賠償額との差額はどんな具合になるんですか。損害賠償額の金額のほうはるかに大きいように感じるわけですが、その点はどういう具合に捉えてこの契約変更でなくて契約解除とかこういうような方向に持っていったか、そこら辺の判断、考え方について、お尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、本来、入札できたであろう業者が失格となつてしまつて、入札できなかった、落札できなかったということが、公平な入札が執行できていなかったという判断をさせていただきました。金額的には違算は5万円ほどの設計の減額になりますので、その額とはちょっと比べられないかなというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 私は追及するのが意図でありませぬのであれですけども、公平な入札を確保するために、今回は契約解除に至つたということですね

ども、違算の金額は非常に少額であると。こういうような現実を今聞いて、今回のことをさきの先輩議員の質問の中にもありましたけども、今後どういう具合にこれを教訓として持っていくかということが非常に大事だなということを感じたことを申し上げて、私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第63号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第64号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第64号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第65号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 議案第65号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第7号）についてお伺いいたします。

その歳入15款2項10目、学校管理運営費、中学校管理運営費についてです。

国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金の概要、及び参考資料に市内小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策及び学習保障などに係る事業費とありますが、学習保障、民間の保育園等のところには学習の質の保障というような記載もありますが、これはどのような内容を指しているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

国の令和2年度補正予算で創設された補助制度を活用し、各学校において感染症の中で学校活動を継続するために必要な物品を計上しました。アルコール消毒液や電子体温計といった保健衛生用品や学習保障に係る物品が対象となります。

そのうち、学習保障とは感染症拡大の中でも児童生徒の学びを止めることがないよう、学校や家庭での感染症対策や学習支援を図るものであります。家庭等の連絡体制を強化するためのウェブカメラや、教室を換気するためのサーキュレーターなどの購入を予定しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

今ちょっと聞き漏らしの確認なんですけれど、一般的な感染症対策というのはアルコールとか電子体温計で、学習の保障というのは学びを止めることのないようにウェブカメラとかサーキュレーターとかをこれから購入するということと、もう一つ、家庭との連絡の何かとおっしゃいましたかね。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

家庭等の連絡体制を強化するためのウェブカメラなどでございまして、こちらについては指導のために家庭に今までも出向いたりとかそういったことをしていたわけなんですけど、家庭を訪問するだけではなくて、ウェブカメラを使って、各必要な世帯とカメラ画像でやり取りができるような、そんな対応も今後考えていきたいということで、そういったものを計上しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 商品名になってしまいますけれども、ズームとかそういうものを導入して家族と連絡を取り合うということなのか、ウェブカメラという授業の風景を撮って何か連絡したりするということですか。ちょっと理解不足なのでお願いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今議員おっしゃったような、そういったズームですとか、そういったものを利用して連絡が強化できればということで考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ではそういう家庭訪問しなくても連絡が取れる体制を取っていくためのウェブカメラという理解をいたしました。あ

りがとうございました。

引き続きましてもう1題。歳出の3款1項8目、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための介護施設が行う施設整備とはどのような整備か、よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の施設整備につきましては、県の地域医療介護総合確保基金の活用メニューとして新たに発足した事業であり、介護施設内においてウイルスが外部へ漏れるのを防止するために、簡易陰圧装置を設置するものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 簡易陰圧装置というのは、よく病室の中で何か減圧すると出ないとか、ドアを開けたときというのを、施設の入り口につけるといいますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 簡易陰圧装置につきましては、今議員おっしゃったとおり、空気が気圧の高いところから低いところへ流れるという特性を利用して、一定のエリアから別のエリアへ空気が漏れるのを防ぐ装置でありますけども、今回の施設整備につきましては、部屋へそういった陰圧装置を設置したのに対して補助金のほうを出す形でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。分かりました。すごいですねというか、こうやって国が10分の10でやってくれるということはありがたいと思います。

この225万3,000円だと、何部屋分というか、ぐらいに相当するんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 1部屋分でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。施設内で発生した場合には、そのような軽症の方などへのその部屋への移動で対応していくということかなと推しは

かれますが、そんな考えで1室ということはそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて5番 福永桂子さんの発言を許します。福永桂子さん。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案第65号、歳出の5款1項1目を御質問いたします。

初めに、中止となった女性定住促進業務について、委託料等の減額に至るまでにどのような検討がなされたのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

本事業では、大学と連携し、これまで市が実施してきた移住・定住や女性活躍推進に関するアンケートの分析や、当該分析結果を用いた市内企業や市民へのヒアリング等のフィールドワークを行い、その成果を令和3年度予算へ反映させるという目標を設定しておりました。

事業実施に当たり、令和2年3月から、連携候補となる大学や、フィールドワークの受入れ企業の調整を進めようとしたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、学内への立入禁止、企業への訪問制限等が行われたため、事業を完了させることが可能な期限ぎりぎりまで再開の時期をうかがっておりましたが、感染拡大が懸念される状況において、市民や市内企業、学生を集めることは、時期柄協力を得られるものではなく、感染のリスクを負わせることはできないと判断をし、本年度の事業を見送ることといたしました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） おおむね理解いたしました。

楽しみにしている方々もいらっしやっただかなとも

思いますので、少し工夫は、できなかったとか、工夫して規模を縮小したりとか、そういうふうにして開催できないかなとか、情報を集められないかなとかいうふうなこともお考えの上で、やはり中止となったと理解してよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

例えばの例にはなりますけれども、コロナ発生した後に、随分オンライン化というようなことが出てきてるかと思えます。問題の糸口、解決糸口を探るとともに、この事業自体、学生さんを主に対応をお願いしたいというふうにご考えてたところもございまして、事業に関わった学生の湖西市への愛着の醸成や就職、移住・定住のきっかけになることも、ある種期待をしていた部分がございます。ですので、極力湖西市に実際に訪れていただいて、人や企業、あと地域に直接触れ合っていたきたいという思いがございますので、オンラインのことにしましてはその部分について断念をさせていただいたという検討結果でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） SNS上も活用はちょっと見送ったということで理解いたしました。

では2番目の女性定住促進業務を今後復活させる議論はなされたのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

本事業の目的である、生産年齢人口における男女比のアンバランスを解消し、移住・定住につなげることは、コロナ禍の状況においても湖西市の持続可能な発展のためには必要不可欠であるとは考えております。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたけれども、来年度以降、感染の状況を見極めつつ、ウイズコロナという新しい生活様式下においても実施可能な方法を検討していくところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 必要不可欠ということで、続いていく事業だと理解しました。

コロナはずっと続いていくと思いますので、永久に中止になってしまうというのはとても残念なことだと思って心配していたところです。

また、コロナの感染状況によっては、この事業が少なからず内容の変更がされて、続いていくというようなことも、少し検討には入れてらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、この計画を立てた時点、コロナの前の時点と、今のコロナの状況下では、やはり感覚的なものが変わってくるかと思っておりますので、そこら辺の状況は踏まえて、どういうことができるのかは考えていきたいとこのように考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 安心しました。よろしく願います。

それでは次の質問に行っていいますか。

歳出10款2項1目、10款3項1目について御質問いたします。

小・中学校の児童生徒に対して、1人1台の学習用タブレット端末整備のための補正予算について、ハード面・ソフト面を含めた積算根拠、予算執行の内容について、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

小学校施設管理運営費の管理用備品費4億3,050万円及び中学校施設管理運営費の管理用備品費2億2,013万円につきましては、GIGAスクール構想の実現に伴う児童生徒1人1台端末整備に係る経費で、学習用コンピューター及び充電保管庫の購入を予定しております。

学習用コンピューターについては、小学校3,082台、中学校1,567台、教員用として201台を予定しており、それぞれ学習用ソフトウェアを導入いたします。学習用ソフトウェアは、児童生徒の画面をロックしたり、画面を比較表示したりするための管理系ソフト及び教材やドリルなどの教材ソフトを予定しております。そのほかにアカウント情報の登録等に

伴う設定費、セキュリティ強化の経費を予定しております。

また、充電保管庫については、学習用コンピューターの充電・保管のために整備し、小学校120台、中学校60台を設置する予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） そうしますと、ソフト面にかかる経費というのはどれぐらいになりますか。そして、充電保管庫に係る経費というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今後入札等も控えておりますので、あまり細かいことはちょっと申し上げられないんですが、学習用ソフトウェアについては1億7,000万円程度、それから充電保管庫については6,000万円程度ということしております。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ハード面が整った後、ソフト面をどう使っていくか、どのようなものを入れていくかというのがとても大事になってくると思うんですけども、ソフト面での国の支援はあまりないということをしてGIGAスクールの補助金のほうで私は聞いているんですけども、けれども本当は一番大事な部分ではないかなと、これから学習を進めていく上で、ということで、この上っている予算で大まか十分、今回は足りるんだというふうに思ってもらいたいということですかね。ちょっとその辺をお聞きしたい。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

ソフト面につきましては、先生方が大勢の児童生徒を対象に授業を実施してまいりますので、授業に混乱を招かないような形のソフトを入れるような形で、これはそこは十分考えながら進めているということになります。

それから、教材用ソフトにつきましても、小学校1年生から中学校3年生までの教材ドリル等を利用できるということになっておりますので、これは十分学習面では充実したものになっていると考えてる

ところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 自治体にソフト面を任せて、運営も任せてあるということで、大丈夫かなと思っただんですけども、分かりました。

もう一つ、充電保管庫ですけれども、これ6,000万円という高額な保管庫になるわけですけども、ちょっと一般質問でも触れたところですけども、高額な6,000万円の充電保管庫は、どうしても必要なのですか。ちょっとその辺お伺いをしたい。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

一般質問のほうでも御質問いただいたんですが、まずは学校で使うという、学習用コンピューター、学校で使うということを原則に考えておりますので、これについては必需品であるというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 現場でそれ最善だとお決めになるのは教育委員会ですので、それでよろしいかと思うんですけども、一つ確認させていただきたいのは、国は持って帰らそうということを前提に推奨したり、推し進めているわけですね。では、持って帰らせるんだということを湖西市が方向転換した場合、この保管庫は無駄にはならないのだろうかという心配な点があります。そして、持って帰らせるとなると充電の台数だけで済むので大変安価な予算となるわけですけども、調べたところ、全国でもこの保管庫を作らないと決めた市町村も多いようなんですね。充電のものだけを置くという形で。だから本当に近い将来にこの6,000万円もする保管庫が必要なかどうかという、その辺のちょっとことだけもう一度お聞きしたいです。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

将来的に持ち帰るということも全くないとは思ってはおりますけれども、今ちょっとなかなかそこまで正確なお答えができない状態でございます。

学校内で基本的に学習用コンピューター使っただけで、当然使わない時間帯等も出てくると思

いますので、そういったときには充電保管庫に入れていただいて、充電を進めておいていただければ、いざというときにすぐ使えるような形になろうと思いますので、充電保管庫については取りそろえておく必要があると思っておるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 理解いたしました。ただ、6,000万円あれば、故障や紛失した場合の端末の修理とか、紛失したものにまた使えるのかなという、ちょっと大きなお金だなと思うので、無駄にならないようにお願いしたいなと思います。

それでは次、最後の質問に入ります。

歳出10款6項6目、湖西歌舞伎定期公演に係る補助金の減額により、これまで定期公演を目指して準備されてきた湖西歌舞伎保存会の方の持ち出しや負担にはなっていないか、お聞きいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

湖西歌舞伎定期公演は、当初6月28日の公演を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症による影響が拡大してきたため、本年度の公演中止を4月初旬に保存会が決定いたしました。

そのため、本年度の公演に向けた練習はしておらず、保存会の財政的な負担は発生しておらないという状況でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 安心しました。

これで私の質問は終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第65号について質疑を行います。

まず最初に、先ほども同僚議員が質問行いましたが、3款1項8目の補助金203万5,000円の内容ですけども、先ほどの答弁の中で1施設が1つの部屋に、ちょっとよく聞き取れなかったんですけども、簡易

な陰圧装置を入れ、10分の10補償ということですが、これはどういった形で1施設になったのか。あくまでも国・県等から連絡があつて、その団体が手を挙げて補助金が出てきたのかどうか、その経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の補助金につきましては、一応施設のほうで希望を募った形の中で手を挙げていただいたところが、たまたまその簡易陰圧装置のほうの購入したいということで採択されたということになっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。手挙げ方式だったということで理解いたします。

では、次の質問に移ります。

4款2項1目、日常清掃業務を委託から会計年度任用職員による直営に切り替え、廃棄物対策費として予算計上するに至った理由をまずはお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

令和元年度までは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法による代替業務として清掃業務を委託してまいりました。

清掃業務の予算は関係各課で計上しておりますが、合特法による代替業務であったことから、仕様書の作成や契約事務などは廃棄物対策課で行ってまいりました。

昨年度、合特法に基づく合理化事業計画を定めて代替業務の見直しを図ったところ、合特法の代替業務から除外されたため、公募による入札を行いましたが、予定価格を下回る業者がいなかったことから、急遽、会計年度任用職員の募集をかけ、直営にて実施することといたしました。

年度末の短い期間での作業でありましたので、会計年度任用職員の募集は、清掃業務に関する仕様書作成等の実務を担当していました廃棄物対策課が引

き続き実施し、人件費の予算につきましては、上半期は臨時的に総務課で対応し、下半期は廃棄物対策課の予算として計上することとなりました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） いきさつは理解いたしました。

今の答弁が2番目にも絡むのかもしれませんが、今回、いろいろな課で会計年度で減額補正はされてるんですけども、廃棄物対策のところでは668万6,000円、予算計上されております。その積算根拠をお伺いします。重複するかもしれませんが。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

会計年度任用職員合計8名分の人件費を計上しております。

内訳といたしまして、7時間勤務が日額6,361円で3名、4時間勤務が日額3,635円で5名、それぞれ141日分で算出しております。

そのほか、8名に対してそれぞれの通勤手当、16時間の時間外勤務手当、期末手当を見込んでおります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） この説明書の19ページのところの668万6,000円は8名分の人件費ということで、これは先ほどの答弁の中だと、上半期は総務課のほうで対応していて、下半期がこちらということですので、もう一度期間を、何月何日から何月までということをお伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、臨時的に総務課のほうで今は支払いをしていただいていたものですから、なるべく早く担当課に戻してくれということで、9月分から3月分までで計上してございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 9月分から3月分、この8名という方は、すみません、大体今この建物の清掃業務に当たっているということはお答え願えますか。どうでしょうか。もし無理ならいいですが。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

市役所、健康福祉センター、市民活動センター、白須賀宿歴史拠点施設、西部地域センター、北部多目的センター、南部地域構造改善センター、中央図書館、以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 8人の方ですごいたくさんの公共施設の清掃業務をやっていたということですが、合特法でお願いしていたときの状況と、会計年度任用職員に直営で行うようになっての何か相違点はございますか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

少しでも金額を減らすということもございまして、日常、職員が勤務している執務室については職員が清掃するというので、今回の清掃の範囲からは外してございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） その点は分かりました。

では、来年度のも予算計上ということのこれからは、ここの廃棄物対策課で計上されていくようになるのでしょうか。いかがですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほど申し上げた施設の中に、実は廃棄物対策課が入っている環境センターは入ってございません。そういったことから、現在、関係各課で調整会議等を開いておりまして、来年度どういう形で計上していくか、今検討中でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） その件は承知しました。

○議長（加藤弘己） 質問の途中ですが、ここで昼の休憩を取りたいと思います。それでは、再開は午後1時00分としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開しま

す。

17番 神谷里枝さんの発言から始めます。神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） では、午前中に引き続きまして質疑を継続させていただきます。

次は10款2項1目、説明書は31ページです。

先ほども同僚議員のほうで質疑を行いまして、管理用備品費の内訳ということで、タブレットとか保管庫の台数、そのほかソフトウェア云々ということは分かりました。

その中で1点、教員用が201台というような御発言があったかと思いますが、そこを小・中分けてお伺いできますか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

教員用201台のうち、小学校用が153台、中学校用が48台でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

では2問目に入ります。

端末をどのように調達していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

学習用コンピューターの整備につきましては、本年度、静岡県と県内市町等で構成をされます静岡県ICT教育推進協議会が発足をし、共同調達を考えていましたが、感染症拡大の影響等から開催が遅れ、オンラインにより各市町の意見を聴取する形で行われました。そして、結果的に学習用コンピューターの整備時期が早まったこともあり、共同調達を要望する市町はありませんでした。

本市では、近隣自治体の整備状況を考慮するとともに、教育委員会を中心としたGIGAスクール検討委員会において、学習用コンピューターの整備時期、調達方法、学習用コンピューター選定等について協議をいたしました。学習用コンピューターについては、強度に優れ故障しにくい、操作性、保守コスト等を基に総合的に機種を選定し、市単独で購入による調達といたしました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 県としての共同調達は見送られたということの中で、教員の異動等いろいろあったりするんですけども、そういった中で他市町も採用しているような形のを湖西市も導入していくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをします。

近隣自治体とも情報交換会を行いまして、当然ながら転校等、転入・転出等も近隣であると思いますので、同様の機種の設定をということで検討した次第でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

そういった中でリースとか買取りという、どちらかがあったかと思うんですけども、湖西市は買取りに決めたということで、まずそこを確認させていただきます。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをします。

本市では、購入という形で進めるということで決定をしたわけなんですけども、一応リースと購入という形で比較検討させていただいております。リースが5年間ということで、5年間のリースと5年間備品購入という形で比較検討したところ、備品購入のほうがリースよりも約1,400万円、経費を抑えることができるということでございます。

そしてもう一点ですが、令和2年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらのほう9月定例会のほうに補正で上げてあるんですけども、GIGAスクール事業の市費の負担分に充当ができるということで、市の財政的な負担を考慮する中で、購入とするほうがメリットが大きいということで、このような形にさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 買取りに至った経緯、考え方が理解できました。

それから、個数の答弁もありましたけども、教員同様、生徒数にも多少の変動が出てくると思うんで

すけども、そういった場合の検討もされた上で今回購入という方法を取ったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

台数につきましては、実を言いますと少し余裕を見ているというところでございます。当初、そもそも令和元年5月1日を基準日とした台数というんでしょうか、人数を想定していたところですが、令和2年になりますと少し児童生徒数も若干減っておりますので、そこら辺で今後、転入ですとかそういったことがありましても十分対応できるような台数を考えているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

今回、コロナ対策ということでいろいろ市も支援策打ってるわけですけども、今回この補正額6億円というすごく大きな数字なんですけども、こういった中で何とか地域の経済対策もと検討などされたかどうか。いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この補正予算につきまして可決をされますと、今後入札等で購入を図っていくことになろうと思っておりますが、入札参加資格を満たせば、市内の業者の方も入札に参加可能でございますので、そんな形で一応考えてるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 理解いたします。ありがとうございます。

では次の質問で、同じところになってしまいますけども、小学校の施設管理運営費ということで、参考資料等見ますと、他校には計上されている備品購入費が鷺津小学校には計上されていないんですけども、その理由をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

国の令和2年度補正予算で創設されました補助制度を活用し、各学校において感染症の中で学校活動

を継続するために必要な物品を計上しております。予算につきましては、各学校の要望に沿って計上しており、鷺津小学校についてはアルコール消毒液や電子体温計等の消耗品を優先して整備したいとの要望から、予算計上したものでございます。

金額が3万円未満のものは消耗品費、3万円以上のものは備品購入費で計上しております。各学校で予定している主なものは消耗品費についてはアルコール消毒液や電子体温計等、備品購入費については加湿器や空気清浄機などになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） まず、質問の答弁というのは分かりました。それぞれの学校に投げかけて、その学校が要望してきたものを予算計上しているということと理解いたします。

ごめんなさい、一点。こういった経費というのは、今後もまだ国からお金が出てきて、消毒液買いたいよ何とかといったときには継続されていくという判断でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

国のほうからこれについての追加云々という話がまだ出てきておりませんが、国のほうからこういった感染症対策、それから学びの保障というんでしょうか、そういったものを追加されるものが出てきましたら、市のほうでも検討しながら活用のほう考えていきたいと考えてます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

では次、10款3項1目、ただいまの小学校の関係と同じ内容になりますが、こちらはもういいです。分かりましたので、取り下げます。

では、最後の質問に入ります。

繰越明許費についてであります。議案書は15ページになります。

こちらのほうが議案書15ページ見ていただきますと、第4表に繰越明許費として大倉戸茶屋松線の整備事業を繰り越しますよ。その金額が5億6,564万9,000円を繰り越したいという案件が上っているわ

けですけども、おおむね当初予算額をそのまま繰越明許とする理由をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回、繰越明許の設定をさせていただく事業としては、都市計画道路大倉戸茶屋松線の道路整備事業であります。

繰越明許の理由でございますけれども、今年度工事より発生する残土の処分地選定において、関係機関との調整に不測の時間を要したこと、及び昨年12月議会定例会において承認をいただきました繰越工事の完了予定が10月以降となる見込みでありまして、この工事に継続して施工することとしております今年度工事の発注が遅れていることなどから、年度内の完了するための適正工期を確保することができないということで、工事請負費のおおむねを繰り越すものでございます。

なお、繰越額がおおむね当初予算そのままとなっておりますのは、繰越承認のいわゆる枠取りのためでありまして、実際には工事発注後、契約していただいて、工事の進捗とか、契約すれば前払い金、これは請求されるかされないかがありますけれども、前払い金とかの支払いもありますので、それによって繰越額は変更してまいります。以上となります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） まず理由は、残土処分をするに当たって、残土を置いておく場所というんですか、そういったところとの調整がなかなか時間を要したというのが理由の一つ。そしてもう一点が令和2年12月に繰越した事業3億1,872万4,000円でしたけども、それが明繰になっているので、まずはこの事業が完了してから次のということで繰越しをするというふうに解釈をしましたが、まずそこまでの解釈で間違っている点などございましたらお願いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 議員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

最後のほうで、当初予算額そのままというのは枠取りでやっているの、前払い金とか出てくれば、またこれで明許繰越額が変動していきますよという内容でした。

たまたま、当初予算見ても事業内容がよく分からなかったものですから市のホームページからいろいろ検索していましたが、令和2年度発注見通しという資料に行き当たりまして、その中の工事というところに、新居茶屋松線の工事が5本載っています。その中で1本だけが第2四半期に、あくまでもこれ、入札の予定時期とか工期、あくまでも予定ではありますが、1本は第2四半期、あとの4本は第3四半期で、第2四半期、第3四半期という中で、工期が7か月から8か月という予定を立てられているんですけども、そうしますとこれ、初めから繰越しする事業になりますよという解釈に取れるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

発注見通しはあくまでも見通しなんですけれども、この入札時期について、実は4月の公表と7月の公表とありまして、7月の公表が今議員がおっしゃった第3四半期という変更になっておるもので、大変申し訳ありません、工期についてちょっと見直しをせずに、第3四半期の発注になるというのみでこの公表に出してしまったということでございますので、発注は第3四半期になっているのが現実でございます。この工期につきましては見直しをせずに、必要な工期をそのまま公表の中で載せさせていただいてるという状況でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 本当にここ数十年、数十年という大げさかもしれないですけども、これだけ大きなプロジェクトは本当になかなかないと思っています。浜名湖西岸と大倉戸茶屋松線は、自分の中ではセットの事業というふうに思い込んでいまして、こちらのほうが去年も3億円繰越し、今年、要するに繰越ししますと決算出ないと正確な数字が出てこないの分かりませんが、今回も5億6,000万円ぐらい繰り越していくという、あまり印象的に

もよくないかなというふうに思うんですけども、当初予算を立てるに当たって、その辺はどうなんでしょう、よくよく検討されたというのか、どうしてこう明繰、明繰が発生するのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

この事業、総額二十数億円かかる事業、それから議員も多分御承知のように令和5年7月頃までに浜名湖西岸土地区画整理事業の予定地に進出する企業がほぼ決まっていると。供用開始をするということで、それを最大の目標に、現在事業を行っております。

大倉戸茶屋松線については、幸いにも年間5億、6億円の事業費を投入して、3年、4年の中で行っていかなくてはいけないということで、大変大きな事業費が必要になっております。

これまでは平成30年から本格的に事業入っておりますけれども、やはり用地買収、物件補償を重点に行わざるを得ない。用地が買えなければ事業は行えないということもありまして、まず用地買収と建物とか物件の補償に注力してきたところでございます。

今年度前半で用地、それから物件補償についてはほぼ100%契約できましたので、今後は本格的に工事に注力していくという形になります。今まではどうしても用地補償、物件のほうに注力をせざるを得ない状況でございましたので、やはり用地を買えて、建物が移転していただいて初めて工事ができるという状況があったということで、どうしても年度後半の発注にならざるを得ない。ただし、せっかく事業費を頂いて、国の公金を頂いて事業を行っておりますので、これは有効に使っていかなくてはいけないということもあって、やむを得ず繰越しをさせていただいておりましたけれども、今年度、用地が全て買えましたので、これからは工事が本格化するということで、今後はなるべく繰越しはせずに事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。今までが用地物件補償に注力してきて、その努力があって100%契約が完了しました。だから今後、国から

の交付金も有効に活用していきながらやっていくには、多分繰越明許という手法を取っていく。今後は工事に注力していくので、あまりそういった大きな額といいますか、繰越し、繰越しということにはならないだろうというふうに、ただいまの答弁を理解させていただきます。

では、最後の質問です。

令和5年7月に、ただいまの答弁にもありましたけれども、一部供用開始にこういった繰越し、繰越しとやってきて、本当に大きな事業で、令和5年7月供用開始に向けて、問題はないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

先ほども一部答弁させていただきましたけど、この大倉戸茶屋松線の整備については、平成30年度から本格的に事業をスタートさせていただいております。現在までのところ、先ほども申しましたように、用地取得、物件補償については100%済んでおります。

これからは、確かに工事に注力するというところで先ほど答弁させていただきましたけれども、今回、繰越しを承認していただいたら、その後すぐに工事を発注させていただいて、前年度の工事に引き続いて工事を実施してまいります。現時点では令和5年7月頃までに浜名湖西岸土地区画整理事業時に進出する企業の一部操業開始には影響を与えないということを確認いたしておりますけれども、今後も計画的に事業は推進してまいります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今後に影響が出ないように計画進めていくということでしたけれども、そうしますと、先ほどのあくまでも発注見通しということでしたけれども、まず5本あるうちの1本はもう多分入札執行が行われたんではないかなと思うんですけども、いずれにしても第3四半期、10月から12月ですか、その時分にはもう入札をかけて事業進捗を図っていくということよろしいんですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後、第3四半期の中で発注をさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。本当にすごく大きな事業ですので、また相手側の企業さんのこともありますので、事業進捗をしっかりと、当初に計画を立てて、いろいろな事情があるかと思うんですけども、なるべくでしたら繰越明許はあまりないほうが、見させていただく側とすると、いいのかなという感覚を持つんですけども、その辺もし繰越明許の扱いについて、市長、何かお考えありますか。なければ結構です。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

繰越明許自体は、もちろん当初予算等々で計画していく行政の予算執行ですので、ないに越したことはないですけども、制度の中で繰越明許は認められていますので、そこはやはり今議員おっしゃるとおり、事情があれば、もちろん事後繰りとかもありますので一概には言えませんが、事情によってはこういった形でお認めいただいて、どちらにしてもこの浜名湖西岸区画整理に限って言えば、お尻というか、スケジュールは決まっていますので、スケジュール内の完了を目指してやっていくことに変わりはないというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

とにかく計画どおりに進捗していただくことをお願い申し上げまして、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私も議案第65号で2点ほど通告をさせていただいておりますので、まず1点目、2款1項8目です。公共交通推進費についてお伺いをいたします。

内容につきましては、当初予算に追加される推進

エリアの計画を策定するというので、今回の補正に至ったということなんですけれども、具体的にはどのような事業なのか、事業内容について伺いをします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

今年度、経済産業省が実施します地域新M a a S創出推進事業の先進パイロット地域に本市が採択されたことを受け、国費を活用して市内の企業に協力いただき、企業シャトルバスに市民が乗車する仕組みの実証実験を行うことや、アンケートの調査に基づくB a a S事業の効果検証を行います。

ふじのくにフロンティア推進エリア計画策定は、このB a a S事業の効果検証を踏まえ、事業化に向けた実施計画を策定するものでございます。なお、策定に当たっては、静岡県より計画策定費用の2分の1の補助を受けられることになっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 補正ですので、当初予算にもともとこの実施計画の策定は入っていなかったのかということをお伺いしたいんですけれども、要は当初の計画よりもっと進んでいくよというふうに理解をされているのか、そこのあたりをお伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 先ほど説明の中で、経済産業省の実施するという形のもの採択を受けましたというお話をさせていただきました。採択のほうはされたんですけれども、満額の採択という形ではございませんでした。その足りない分について、どのような対応をしようかということの中で、ふじのくにフロンティア推進計画のほうの採択のほうが可能であるということが分かりましたものですから、それについて当初からの計上ではなく、この時期に計上させていただいて、足りなかった資金の分の計上のほうしていこうというものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ごめんなさい、私の聞き方が

まずだったんですかね。当初の計画に、当初予算の段階で、この実施計画の策定というのは計画をされていたのか、なかったのかを伺いたかったです。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

国のほうのシステムの中で、この部分についての計画はございました。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） そうしましたら、当初の予算が1,000万円計上されてたと思うんですけども、その中でやりくりができていたというふうに考えればよかったんですかね。このプラス400万円が入ってくることによって、400万円分プラスの付加価値が生まれてくるというふうに私は理解したんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

もともと国の指定したものににつきましては、公共交通会議のほうを受託事業のほうの推進を行うということで推進を進めておりました。そちらのほうに国のほうの補助金が一応入ってくるということになっております。市のほうからも補助金を出してという形になりますが、今回この国のほうのお金をもらうに当たって組み替えた結果が、このふじのくにのエリアについては、市のほうが事業を実施しなければいけないということになりますので、その部分については公共交通会議のほうから市のほうに事業の分担を振りかえて、それに合うようなお金として200万円、またお金をもらう、県のほうからもらうということと、あと公共交通会議のほうからまた改めて200万円のそのものを戻して、400万円という金額を捻出をしたという形になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 事業の大きさとしては、当初の1,000万円の枠の事業の大きさというふうに理解をすればよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 1,000万円の予定の中で実施する分をどうやってやるのかということを進め

ようということの結果でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。事業の大きさが分かりました。

もう一点の質問に移りたいと思います。

もう一点は、3款3項1目、生活保護費でございます。新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の状況と今後の見込みはどうかということなんですけれども、先日、先輩議員の一般質問におきまして、新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の状況についてはおおむね伺いをしておりますので、重点的には今後の見込みについて、お伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

おおむねはさきの一般質問の中でお答えさせていただきましたので、その辺ちょっと省略させていただいて、今議員の御質問の中で今後の見込みでございますけれども、まず相談件数でございますけど、実際のところ先日の一般質問でも申し上げましたけど、相談件数はかなり多くなっております。10倍近いという形、昨年と比べて、年間の申請件数の平均と比べて10倍近い勢いがあったということでお答えさせていただいております。いずれの相談や申請も、実際は6月ぐらいをピークで、少しずつ下がっております。ハローワークが発表している静岡県内の有効求人倍率、これ令和元年12月でございますけど、これが1.47倍であったんですが、最新で令和2年7月分では0.90倍とちょっと減少が続いておりますので、雇用情勢の改善が進まない場合につきましては、生活困窮状態が解消されないまま、場合によっては生活保護の申請者が増加することもあるのかなということは考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 有効求人倍率が1を切った。これ日本全国の数字だと思うんです。静岡県西部は0.7とかというような数字ということも聞いていますので、今後また増えるだろうということ。

といいますと今後、扶助費のほうは1,339万円の予算計上なんですけども、これがまた増えるかもし

れない、今後の見込みとして、予測としては。そこだけ確認して終わります。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） こちらの扶助費のほうは、住宅確保給付金の今後の増えるであろうという見込みで計上させていただいております。これにつきましては、ちょっとこちらの予測を上回る勢いで出てますので、少し多めという形で計上させていただいておりますので、また今後、生活保護とか増えてくれば、また違った、さらに生活扶助費の上乗せというのはちょっと考えられるかと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 承知をいたしました。また状況見ながら、適宜対応いただきたいと思います。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 同じく議案第65号、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に歳出3款2項1目、説明書は17ページです。

補正の要因となった各クラブの開催日数と従事者数をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

まず補正の要因となった経緯からお話しさせていただきますけれども、放課後児童クラブにつきましては、下校時以降の午後からの対応が通常でございますが、コロナ感染症拡大に伴い、4月・5月の小学校の臨時休校期間中に、通常午後からの開所に加え、臨時休校中の登校日、午前中下校となる日もございましたので、そうした対応等をしたことによる追加の開所経費が生じました。さらに、臨時休校中につきましては、できる限り自宅で対応していただくことを市からお願いしたことから、放課後児童クラブの利用しなかった日の分につきましては、利用料

の返金をすることにいたしました。それらによって生じる経費については、各クラブが委託料から捻出して対応したこともあり、本年度の放課後児童クラブ事業の委託料が不足する見込みとなり、11のクラブで総額607万2,000円を増額補正する必要が生じたものでございます。

また、これらの支出に伴い、国・県からそれぞれ3分の1が補助されるため、国・県それぞれ202万2,000円の歳入増を計上したものでございます。

なお、午前中から対応した等の特別開所日数は、鷺津小学校元気クラブ6日、白須賀小学校放課後児童クラブ2日、東小学校放課後元気クラブ2日、岡崎小学校元気クラブ4日、知波田小学校放課後元気クラブ4日、新居小学校放課後児童クラブたまゆらのいえ3日、新居小学校放課後児童クラブたまゆらのいえ、こちらはのびりん、先ほどのは新居小になります、のびりんですが4日、のびりん元気クラブ5日、なろっぶ児童クラブ6日、岡崎保育園放課後児童クラブ赤とんぼ18日、岡崎保育園放課後児童クラブ銀やんま18日でした。

従事者につきましては、通常午後からの開所の従事者がそのまま特別開所においても従事しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 了解いたしました。

では次に行きます。

3款3項1目の同じ説明書のところで、生活困窮者自立相談支援事業は、何人で行っていて、今回何人分の委託料を見込んだのか。またその支援員の資格は必要なかを伺います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

自立相談支援業務は、年度当初は主任相談支援員1名、相談支援員と就労相談支援員の兼務者2名で実施しておりました。コロナ禍以降の相談件数の増加に対応するため、相談支援員1名の追加を今回計上したものでございます。

支援員の資格につきましては、主任相談支援員は一定の実務経験を有するほか、相談支援事業従事者の養成研修を修了していることが条件となっております。

ますが、相談支援員については特別に条件はありません。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） ちょっとごめんなさい、ぼおっと聞いてたかもしれないけれども、今回1名追加するのは、相談支援員ということなんですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今回追加は相談支援員でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 結構社会福祉協議会さんのほうに委託するときに、一応このような申出をして、これから社会福祉協議会さんのほうでは相談支援員さんを確保していくようになると思うんですけども、今社会福祉協議会さんで確保されている方がここへ回ってくるとか、そういうことはないですね。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の相談支援員につきましては、新たをお願いするという形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） そのようにしてください。

2つ目の扶助費の算出根拠をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

扶助費の算出につきましては、申請件数の増加率に応じて計上しておりますが、6月議会での補正要求の段階では、これほどの件数の伸びがちょっと予想できなかったことから、今回は不足分の補正となります。

令和2年4月20日に住居確保給付金の対象者の要件が緩和されて、5月から7月までの月平均申請件数が10件に上っていることから、年内5か月は同程度の新規申請があることを見込み、翌年3か月は半分の月5件の申請を想定しております。

なお、延長申請は申請者の3分の2を、再延長申請は3分の1を想定しております。いずれも家賃の単価につきましては、単身世帯の上限額である3万7,200円を適用して算出のほうさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） この支給期間というのは、たしか3か月だったと思います。今、部長の説明だと、再申請が可能であって、またその再々申請とかというふうに、これはどこまででもできるということですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 申請につきましては、基本は3か月になりますが、再申請、再々申請で、最長9か月まで申請のほうができるようになっております。

前回の6月補正の時点では、その再申請のことまではちょっと算出してなかったんですが、今回の申請の状況から、ちょっと再申請も多いものですから、補正の根拠の中では先ほど申したように延長申請、再延長申請の分をちょっと見込んで算出のほうさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。

では次に行きます。

4款1項3目の説明書で19ページです。これはコロナの影響で執行を取りやめたという理由のものなんですけれども、今後の執行の予定について伺いたしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

新居斎場進入道路は、令和5年度末に開通を計画しておりますので、引き続き用地買戻しや工事に係る費用の予算確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。

では次に行きます。

8款5項2目のところの27ページです。これも今後の執行予定について、伺いたしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

市営住吉西北住宅につきまして、平成26年度に入居者が退去してから6年目を迎え、劣化が進んだ状況となっております。

本年度、解体に向けて設計を行う予定でありましたが、今般の新型コロナウイルス対策事業費確保のため、今回延期することとなっております。

ほかの事業との優先度によることとなりますが、できるだけ早期に解体ができるよう予算確保に努めてまいります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 理由は分かりました。

では次に行きます。

10款7項1目、37ページになります。ここの内容につきましても、今後の執行予定について伺いたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今回の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う、スポーツ推進委員への報酬及び湖西運動公園トイレ改修工事の設計業務に係る委託料の減額でございます。

スポーツ推進委員への報酬の減額につきましては、令和2年4月から令和2年5月までに中止または縮小となった事業に対する報酬の減額でありまして、今後につきましては新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、令和2年6月以降に実施または実施する予定である事業に対して執行していく予定であります。

また、湖西運動公園トイレ改修工事設計業務に係る委託料の減額であります。本年度につきましては事業見直しにより執行が停止となりましたことから、令和3年度予算において再度予算要求をする予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。以上で私の質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて2番 加藤治司君の発言を許します。2番 加藤治司君。

〔2番 加藤治司登壇〕

○2番（加藤治司） 議案第65号、4款2項1目に関する質問です。

質問は2問ありまして、1問目は先ほど同僚議員の質問でありまして、清掃委託料の大幅削減2,283万8,000円は一般廃棄物合特法の代替業務の委託料の削減ということで、特別な事例ということで理解しましたので、これは取り消します。

2番目ですけれども、庁内とかの清掃は今度自前、直営になりまして、そうすると、私も会社でそういう絡んだような事務局やってたことがあります。清掃は庁内を清潔に保つということ以外にも、清掃しながらいろいろな不具合を点検したり、不具合を補修する人に頼んだりするということも兼ねていると思います。

お聞きしたいことは、直営の任用職員への清掃をやってもらってるわけですが、最初に採用したときに、清掃に関するやり方の教育とか、そのための標準作業書、誰がやっても同じようにできるようなことは今実際準備ができて、やられてるかどうか、それを確認したいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

施設ごとに作業基準書を作成しており、基準書に基づいた清掃を実施しております。なお、作業終了後は各施設管理担当者に日報を提出しており、清掃場所及び作業内容のチェック、施設の不具合等を確認してございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 今の質問に対する回答を聞いて、作業標準書とか日報を提出されるように指導されてるとということで、基本的なことはできているなということで安心しました。

今後も、やはり清掃業務ということは単純ですから、マンネリ化するとやはりおろそかになるというか、そういう傾向にあると思いますので、責任感をもってやってもらうために、やはり作業終了後は先ほどの日報できちんと書いてもらうとか、そこら辺を上司が確認して、注意したり、ほめたり、そういうことが一番大事なものですから、やはり現場に行って指導するというをおろそかにしないように進めていただきたいと思います。これはお願いです

ので回答は結構です。

そういうことで、我々来たときも、今新しくなった方がやられてますけども、そういうのが誰がやっても同じようにできるように、ひとつ指導をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 以上で、2番 加藤治司君の質疑を終わります。

続いて18番 二橋益良君の発言を許します。18番 二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第65号について、補正の質疑をさせていただきます。

10款2項1目とそれから10款3項1目です。このタブレットは、先ほどからそれぞれ質疑が出ておるわけでございますけども、大体内容は分かりました。あと、この環境整備については、やはり端末だけでなく、それをルーターで集約しながら接続していくということになると思うんですけども、そちらのほうの整備も一応聞いたんですけども、大体先ほどの説明で分かりました。いずれにいたしましても、このIT機器というのはどうしてもいろいろなものがついて回るものでございまして、コストもかかるということでないかなと思います。

あと、ちょっと心配なのはランニングコスト、これとその周辺機器のこれからの整備等々が、今回だけではなく将来的にかかってくると思いますけれども、そこら辺、まずランニングコストについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

ランニングコストにつきましては、一般質問の中でも答弁させていただいたんですが、毎年インターネットの回線ですとか、あと保守料、それからICT支援員さん等の委託料ですとか、そういったものを含めて毎年4,000万円程度かかっていくものだというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 一般質問の中で議案について

精査をしたということでございますけど、これはこれで議会のほうの運営方法についてまた今後考えなくてはいかんと思っておりますけども、いずれにいたしましても、毎年こうした費用がかかる。

それから2番のほうの質問に移りたいと思いますけども、いずれにしろこのIT機器というのは、やはり次から次へ更新が迫ってくるということで、一番心配されるのは、今回国庫補助で設備は整えただけども、次回どうするだといったときに、これだけの高額な投資ができるかどうかというのも心配になってくると思います。

今、小・中学校の児童の生徒数の推移を見ますと、若干ではありますが、減ってくるということではないかなと思います。しかしながら、この機器についてはやはり1人1台という前提がございますので、漏れのないように今後進めていくということであると思いますけども、次回のこの端末の更新等々については、今議論されてるのかどうかちょっとお聞きします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

学習用コンピューターは5年間の使用を考慮しております。更新は令和7年度を予定しております。令和2年7月31日現在の児童生徒数は4,581人で、住民基本台帳から推計をいたしますと、5年後の令和7年度は約4,100人で、約500人の減少となります。

児童生徒数が減少いたしましても、学習用コンピューターの整備には今回と同様に大きな経費が伴います。今回の整備については国からの補助金もあり、市の負担は軽減されておりますが、次の更新については、今のところ国からの財政支援は決まっておりません。国は今後の財政支援については総務省や地方自治体と協議しながら検討を進めていきたいとしており、本市においても他自治体と連携し、財政支援を要望しながら、更新の対応方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。

今後の対応が非常に厳しいというのは重々分かってるわけでございますけど、今せつかく生徒数聞き

ましたので、今回整備される数は、例えば1人1台ということになりますと、この4,581人の対象にはなると思いますけども、予備とかそういうものも含めての数を言ってください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

予備については、今のところ小学校においては50台程度、それから中学校においては20台程度の予備を今のところ含んでいるということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。

児童生徒の台数については以上であるかなと思いますけども、教師、教員の台数については、先ほど何か200台ということだったんですけど、この200台というのはどういう対象にしていますか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この201台につきましては、基本的に教室で使っていただくという学習用コンピューターになりますので、教室数に多少プラスアルファをした数字になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。

しかし、教員に対しては今現在パソコン対応してるわけでございますけども、それについての新たに購入しなくてもそういうものでは対応できないのかな、どうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えします。

先生方のパソコンにつきましては、今回これ含んでおらないわけで、今の物を使っていたきながら、こちらはリース等で進めているものですので、それは通常どおりの5年、それからもう1年、2年、通常7年ぐらいのリースのほうで対応を引き続き進めてまいりたいと考えてます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 最後になりますけど、セキュリティというか、管理でございますね。一番問題なのは、台数のしっかりしたパソコン1台1台の管理

を十分にしないと、多分小学生の利用頻度だとそんなに内容的には情報漏れとかそんなのないと思うんですけども、よくあるのは、管理上やはり台数が欠品したりするようなことがあったり、あるいは盗難、これが一番怖いわけでございますけども、こういう面でのセキュリティはどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

まだまだそれについては、課題も当然出てこようかなと思っておりますけれども、まずは先生方に児童生徒に対してこのような扱いをするということを教育、指導していただきながら扱いをしていきたいというふうに思っております。盗難対策につきましては、後ほどまた御質問あるんですが、充電保管庫というところで施錠しながら、それから教室全ては施錠管理しながら進めていくということで今のところはその対応を考えているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） いずれにいたしましても、提出した質問に対しては一応終了させていただくわけでございますけども、そうしたいろいろな管理とか、最近でもそうなんですけども、どこかの任意的な端末とかそういうのでいろいろな事件が起きてるんでございますけども、そういうものの対策がやはりセキュリティとして今後考えていかななくてはならないんじゃないかなと思いますので、管理するほうの先生あるいは教員の皆さん方には大変大きなお仕事も一つ重なったなとちょっと心配してるわけでございますけども、もしできれば、行政でそういうものを専門にしたやはり部門が今後この小・中学校に対しては必要かなと思いますので、今後そのセキュリティに関しましては、ぜひ行政として考えていかなければならないなと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、18番 二橋益良君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を14時15分とさせていただきます。よろしくお願ひします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。

最初に、歳入15款、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算出についての説明を伺います。金額が2億9,000万円余という大変大きな額でありますけども、どのように算出されているのか、その点についての説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えいたします。

御質問の交付金につきましては、本年6月24日に一部改正されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、国で積算され交付されております。

国からの具体的な積算内容についての通知は受けておりませんが、要綱では2種類の算式により求められた金額の合計額となっております。1つ目が、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分となっており、基準単価を2,400円として、人口、事業所数を基礎に、感染状況等に基づき積算されるもの。2つ目が、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分となっており、基準単価を7,200円として、人口、年少者、高齢者の比率、財政力等に基づき積算されるもので、交付額は、この2つの基準により積算された金額の合計額となっております。

1つ目の積算により求められた金額が1億3,386万3,000円、2つ目の積算により求められた金額が1億5,634万9,000円となっており、その合計額が今回の交付額の2億9,021万2,000円となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 交付の内容が国の積算要綱に

基づいて、人口だとか事業所数、また人口の年少者とか高齢者の人口割合とか財政力指数もろもろの計算で算出されてることが理解できました。

それでは、この交付金をコロナウイルス対策の感染予防にも使っていくわけですが、今後の交付金の活用の計画だとか、あるいはそれについて、こういう具合に実績がありますよというその実績の報告、実績をまとめるとか、実績の報告はどういうことになるでしょうか。もらいつ放しでいいのか、それともこういうような報告があるのか、そこら辺の今後についての対応をお願いをいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

今回の交付金につきましては、小・中学校のGIGAスクール構想における生徒1人1台端末整備の事業に活用したいと考えております。

端末整備に係る費用の総額から、公立学校情報機器整備費補助金を差し引いた残額が、おおむね5億円程度となりますので、この部分に全額充当したいと考えております。

なお、実績報告につきましても、同様の報告とする予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） よく理解できました。

それでは次の項目お願いします。

次は歳出4款衛生費でございます。用地買収費を先送りして、事業の遅れが懸念されるがどうかということですが、これについては新居斎場の進入道路の土地購入費をコロナウイルス対策の関係で今度事業の見直しで見送ると、こういうことでありますけれども、そのことによって事業の進捗状況がどうかということでございます。

先ほどのさきの同僚議員の質問の中での答弁で、令和5年度には開始するようにやっていきたい。今後予算措置をしていくということでもありますけれども、ここら辺については懸念はないということであるならば、なぜコロナウイルス対策に基づいて今回事業の見直しでこれを取りやめなければならなかったか、そこら辺の理由についてもお聞きしたいと思えます。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今回、このようなコロナ禍という中で、4月の時点で、まず財政課において、いろいろな事業をちょっと洗い出しをさせていただきました。その基準となるものが、まず今年度事業を、予算的にはついてるんですけど、遅らせた場合に、支障となる事業については、当然今年度執行していかなくてはならないという考えの下、いわゆる、決して不必要という意味ではないんですけど、今年度少し遅らせてでもまだその事業がやっていくことができるというものを見直しをかけさせていただきました。

具体的に言いますと、国や県の補助金がついているものにつきましては、これ、言い方はあれなんですけど、ひもつきということで、やらなければ来年度以降も支障が出るということで、これは対象外とさせていただいております。それともう一つ、今の逆なんですけど、単費、市の予算であるなら、まだいろいろな面で賄うことができるのではないかなということ。それと、遅らせても市民の方に直接すぐに迷惑にならないというようなものを洗い出しさせていただき、担当部・課と調整を行い、そして市長決裁も受けた中で、今回こういう形で補正を上げさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 検討された中に、遅らせても影響力が少ないものとそうでないもの、いわゆる緊急性の高いものか低いものかと、そういうような選択をされたということですが、今回のこの用地買収費については、予算額の9割は起債、そして1割が一般財源、そうすると、財源をある程度確保するために今回は見直して翌年度以降に持っていこうと考えたのか、いろいろな手間や何かが大変だから、その手間をある程度コロナウイルス対策とかそっちほうへ持っていくためにやったのか。なぜそのところでこれだけの小額の一般財源の事業で、事業も公社のほうで既に用地が買収してあって、それを市のほうに名義を変えるだけと、こういうような非常に事務量もそんなに多くないような事務の中において、なぜここで事業を見送らなければならないのか

という、そこら辺が非常に不可解だと思うんですから、私質問させていただいたわけですが、そのコロナ対策の影響ということで延期をするということですが、コロナ対策とどのような関係ということに判断されて、これを見送ったのか、そこら辺について、いま一度お尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今議員が言われたように、単費的には、金額的には少ないというのは、市債、起債を当てにしていると。この起債に関しましても、やはり後々響く金額でございます。4月のこのコロナ、非常になった時点におきましては、今後どれだけ必要になってくるか、まだ不明確な点がありました。また、今事業においても起債に頼る部分、また、コロナによって起債を充てなくてはいけなくなるような事業も出てこようかという判断の下にまず判断をさせていただいたということ。これを続けて執行していくに当たりまして、当然来年度以降にもすぐ続いてしまうという、来年度以降に今度工事が入ってきますので、その額が非常に大きいということがございまして、今回、今年に関しては見送らせていただいたというのが考えであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） いろいろな視点から検討されたということで今答弁いただきましたので、了解をいたします。

次に3点目の質疑をお願いいたします。

歳出10款教育費、これについてもタブレットの整備云々というところでさきに同僚議員、先輩議員からそれぞれ質問があるものですから、私のほうとしては違う観点で質問させていただきます。

いわゆる今度学校の教室に設置が計画されてる充電保管庫、これについての大きさだとか機能、そしてその形態、そんなものが分かれば教えていただきたい。なぜこれを質問するかというと、教室にそれを設置するだけのスペースがあるのか、また教室でのいろいろな授業とか何やかやにある程度支障が出てこないか。そういうようなことから、どういう具合に検討されているのか。そういうような概要につ

いての説明をお願いできればと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

充電保管庫につきましては、44台の学習用コンピューターの収納が1台で可能でございまして、内部には複数のコンセント差し込み口がございまして、そこに充電器をつなげていただいて、リレー方式で充電を行うというものでございます。

保管庫自体はスチール製で、大きさは幅1メートル、奥行き65センチメートル、高さ1メートル程度でございまして、これを各教室に設置をする予定でございまして。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今答弁いただきまして、意外に小さいんだなと思うわけですが、この中にタブレットが四十数台収納できて、そしていろいろな機能のものが収まるということで、現物というのですか、そういうものの大きさとかそういうものは確認されて、これで大丈夫だというように担当のほうでは認識されてるのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

この充電保管庫につきましては、既製品がございまして、それを関係する業者さん等からお話を聞く中で、十分これ対応できるものかというような確認も取っておりますので、そんなこととございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 確認されてるということですが、あと、使ってみたらちょっと小さいし、もう少し大きなゆとりのあるものをやるほうが、いろいろな使い勝手がよかったとか、そういうことがないように、十分導入の前にはほかのものと比較検討されてやっていただきたいなという、そんな思いがあるということをちょっと申し上げておきます。

それでは2番目になりますけども、タブレットの端末あるいは充電保管庫ということは今整備されますけども、そのほかにはどのようなことを予定されているのか、予定されていることがあれば説明を

お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

本年度は、学習用コンピューター及び充電保管庫を令和3年3月までに整備をする予定でございまして、補正予算ではこれ以外に小・中学校全校を対象とした整備の予定はありません。

ただし、当初予算の中で、定期的な学校ICT機器の更新を計画的に毎年度小・中学校1校ずつ実施をしております。令和2年度においては鷺津小学校及び鷺津中学校を対象に、プロジェクターやプリンター等の更新を予定しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 私が申し上げた意図というのですか、思いは、こういうようなタブレットとか充電器等を整備し、そしてそれを活用して教育活動を推進してほしいと、この思いがあるわけですが、いわゆるハード面は3月までにできます。ではそれを指導して、どう指導を展開していくか。指導計画だとか指導要領だとか、その指導体制の準備はどんな具合になっていくのかな。そういう点もあるのだとしたら、そのほかにどんなことを予定しているのかというその説明をいただきたいわけですが、そういうソフト面についての準備とか考え方があったら、これに付随にしてちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

今のところ、研修ですとかそのあたりは、細かなところはまだ決まっておらないわけなんです。この予算を可決していただきました後に、半年ほど時間がございまして、その中で学校とも相談しながら、どういう形で進めるのが望ましいかというところを打合せをしながら進めていきたいと考えてるところでございまして。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解いたしました。

大変貴重な備品を導入するものですから、いかにそれを活用して、効果を上げていただくかというこ

とを期待をいたしまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第65号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第66号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第66号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第67号 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第67号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第68号 令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第68号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第69号 令和2年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第69号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第70号 令和2年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第70号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第72号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第73号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第74号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第75号 令和元年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第76号 令和元年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第77号 令和元年度湖西市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 43 分 散会
